

長野市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年10月24日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査 (23 監査第 25 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 適正な事務処理に改めるべきもの</p> <p>(1) 完了届、開始届等の様式の取扱いを適正にするべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>書類監査の結果、受付年度が同一にも係らず、受け付けされている申請書・完了届等は様々な様式により事務処理がなされていた。</p> <p>また、長野市公共下水道条例施行規程（以下「規程」という。）第24条によると、様式については、上下水道事業管理者が別に定める旨規定しているが、局からは監査資料として、様式を定めた決裁等意思決定が確認できる文書の提出はされなかった。</p> <p>内部において統一した事務処理を行う基本といえる様式を定めた経過が確認できず、排水設備指定工事店等からは様々な様式において書類の提出がなされていた。</p> <p>局は、適正な様式による事務取扱に改善されたい。</p> <p>(2) 条例等に則った適正な事務処理をするべきもの</p> <p>① 排水設備工事完了届について (報告書 4 ページ)</p> <p>長野市公共下水道条例（以下「条例」という。）第7条第4項によると、申請した者は、工事が完了したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出る旨規定している。</p> <p>しかしながら、完了届に記載されている工事完了年月日は、申請書等（工事期間等に変更があった場合に提出される変更確認申請書含む）に記載されている工事完了予定日より30日以上遅れて完了されている事例が散見された。</p> <p>また、完了届については、規程第9条第2項により「届出は、工事完了後7日以内にしなければならない。」と規定されているが、7日以内に届出がなされていない事例が散見された。</p> <p>局は、適正な事務処理及び指定工事店等への指導を徹底されたい。</p>	<p>完了届、開始届など長野市公共下水道条例施行規程ほかで規定されている様式の見直しを図り、あらためて上下水道事業管理者が決裁し、様式を定めた。</p> <p>指定工事店に対しては、7月20日実施の研修会において、8月1日から様式を改正することを説明するとともに、ホームページにも新様式を掲載し、適正な様式による事務取扱に改善した。 (経営管理課・業務課)</p> <p>指定工事店研修会において、工事完了日が当初完了予定日より遅れることが見込まれる場合は、あらかじめ変更申請を提出すること、また完了届は工事完了後7日以内に届出ることを指導するとともに、文書で通知し徹底を図った。</p> <p>なお、工事完了予定日を経過しても完了届が提出されないものについては、定期的な洗い出しを行い、調査指導し、必要な場合は規程に基づく処分を行う。 (業務課)</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査 (23 監査第 25 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>② 排水設備工事計画変更確認申請書について (報告書 4 ページ)</p> <p>長野市上下水道局排水設備工事施工基準（以下「施工基準」という。）によると、工事期間に変更があった場合は、変更確認申請書を提出しなければならない旨規定している。しかし、書類監査の結果、① 排水設備工事完了届において前述したとおり、工事完了届の遅延が多く見られることに対し、変更届の件数は極端に少ない状態であった。</p> <p>このことから、必要な変更等の手続きはとられていないことが確認される。</p> <p>また、変更確認申請書と完了届が同日付で申請された場合には、完了届の決裁のみで、変更届は未決裁のまま処理されていた。完了届と変更届が同日付で提出されていることは疑問である。更に、排水設備指定工事店が完了届、開始届の提出を忘却し、後日顛末書とともに提出されている事例も散見された。</p> <p>開始届等の提出がなければ賦課漏れに繋がることから、必要な決裁を実施するとともに変更の理由の確認及び適切な手続きについて徹底されたい。</p> <p>併せて、的確な変更確認申請等の提出について、排水設備指定工事店等への指導を徹底されたい。</p> <p>③ 排水設備使用開始届について (報告書 5 ページ)</p> <p>開始届は、条例第16条の規定により、使用者は、公共下水道の使用を開始等するときは、あらかじめその旨を管理者に提出しなければならないとされている。</p> <p>書類監査の結果、使用開始後に提出されている事例が大多数であった。</p> <p>また、現在使用されている開始届の様式には、「公共下水道の使用の開始をしたので、次のとおり届け出ます」と記載されており、使用開始後に届出を行うように読み取れるものとなっている。</p> <p>開始届の遅延は、賦課入力遅延等に繋がることから、条例に即した様式に改善されるとともに、適正な事務取扱を徹底されたい。</p>	<p>指定工事店に対し、7月20日実施の研修会において、変更事項が生じた場合はあらかじめ変更確認申請を提出しなければならないことを周知徹底するとともに、8月1日から改正する新様式では、工事期間も変更事項であることを明示したことを説明した。</p> <p>(業務課)</p> <p>排水設備使用開始届の様式を見直し、「排水設備の使用を開始しますので、次のとおり届け出ます。」と条例に即した表記とした。</p> <p>併せて、7月20日実施の指定工事店研修会で、提出時期等を周知するとともに、8月1日からは新様式で提出するよう周知徹底した。</p> <p>(経営管理課・業務課)</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査 (23 監査第 25 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 改善策を再検討すべきもの</p> <p>(1) 賦課入力 of 第三者（入力者以外の者）による確認について（報告書 5 ページ） 使用料入力漏れの改善策として、受託事業者は使用開始届に基づき入力を行い、その後工事完了届の提出を受け、第三者（入力者以外の者）が入力確認を行うとしていた。 しかし、改善策を講じた書類の監査結果から、実際は入力者と確認者が同一の事例が散見された。 受託事業者においては、入力者と確認者がそれぞれの業務分担を意識し、改善策が有効に機能するよう改められたい。</p> <p>(2) 増改築時の改善策として水道使用開始届を確認することについて（報告書 5 ページ） 新たに給水装置工事を伴う増改築時の改善策として、水道使用開始届が提出された際に、下水道使用の有無を確認し、該当する場合は水道使用開始届に基づき、下水道使用料の入力を行っていた。 改善策としては有効であるが、条例等においては、給水設備の使用開始届をもって、排水設備の使用開始とみなす規定等はない。 条例等に則った事務処理に改められたい。</p>	<p>受託事業者での賦課入力に当たっては、入力ミス等を防止するためのチェック体制として、工事完了後、同届書により第三者確認を行うこととしてきたが、徹底されず同一者による確認が行われるという事例が生じた。 このため、使用開始届による入力後、同届書での第三者による入力確認を行うよう事務フローを改善の上、入力者と入力確認者の業務分担を明確（担当制）にし、確実にチェック体制が機能するよう受託事業者に指示した。 (経営管理課)</p> <p>指定事業者に対し、7月20日実施の研修会で、「排水設備工事が伴わない場合でも新たに設置された水道メーターの使用水が下水道へ流入する場合は、排水設備使用開始届を提出しなければならない」ことを説明した。8月1日から改正する排水設備使用開始届では、排水設備工事が伴わない場合、給水状況変更によるものであることを明示するよう様式を改め、併せて周知した。 (経営管理課・業務課)</p>